

参考資料

1 用語解説

育児・介護休業法

労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律をいいます。育児や介護がしやすいように、労働者に休日を与えることを企業側に義務付けています。

平成 28（2016）年改正法では、半日単位の休暇の取得、非正規雇用労働者の休業取得要件緩和、マタニティハラスメント対策等の内容が盛り込まれ、平成 29（2017）年 1 月より施行されます。

ジェンダー教育

「ジェンダー」とは、生物学的性差と区別した、社会的・文化的に形成された性別、性差のことを意味し、学校、家庭、地域、社会などにおいて、「ジェンダー」に関する学習機会の提供などを通じ、男女の固定的役割分担にとらわれない意識を醸成することをいいます。

女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、事業主（国や地方公共団体、30 人以上の民間企業等）に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を義務付けた法律です。2015（平成 27）年 9 月施行。

女性差別撤廃条約

女性に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な国際条約のことです。1979（昭和 54）年に国連総会で採択され、1985（昭和 60）年に日本も批准しています。

セクシャル・ハラスメント（Sexual Harassment）

セクハラともいい、相手の意に反した性的な性質の行動のことで、性的ないやがらせをいいます。

男女共同参画社会基本法

男女が人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律です。1999（平成 11）年 6 月公布、施行。

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的強調

男女クオータ制

雇用や議員選出などの際に、人員構成に性別による偏りが生じないように、一定の比率を定めて行う制度のことをいいます。

DV / ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)

配偶者・パートナーからの暴力を意味します。直訳すると、「家庭内の暴力」となりますが、日本では家庭内暴力という言葉からは、親子間の暴力が想定されることが多いため、「夫や恋人など親密な関係にある男性が女性に対して振るう暴力」をドメスティック・バイオレンス、略してDVと呼ぶことが一般的です。

DV 防止法

2001（平成 13）年4月成立、2013（平成 25）年7月改正。正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」です。

ファミリーサポートセンター

育児等の援助を行いたい人（保育サポーター）と援助を受けたい人が会員となって、一時的な子どもの世話を有料で行うシステム。ファミリーサポートセンターは会員の仲介を行い、既存のサービスでは対応できない保育ニーズに対応しています。

ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス / ライツ (Reproductive Health / Rights)

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

また、リプロダクティブ・ライツは、性に関する健康を享受する権利のことをいい、具体的にはすべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいいます。

ワークライフバランス (Work - Life Balance)

「仕事と生活の調和」と訳され、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

2 南砺市男女共同参画推進審議会

(五十音順)

氏名	団体名	備考
磯辺 文雄	公募委員	
大坪 久美子	NPO 法人 Nプロジェクトひと・みち・まち	
沖田 功	男女共同参画推進員南砺市連絡会	
齊藤 愛生	公募委員	
齊藤 秀毅	南砺市社会福祉協議会	
澤田 和代	南砺市さわやかネットワーク	
高瀬 英明	南砺市公民館連合会	
武田 和一	南砺市社会教育委員会	
中島 幸子	南砺市母子保健推進員連絡協議会	
中筋 愛子	南砺市連合婦人会	
根岸 誠	コマツ NTC(株)	
林 紀孝	南砺市 PTA 連絡協議会	
松井 春美	公募委員	副会長
森田 利一	公募委員	
米倉 まり子	南砺市主任児童委員	
渡辺 敏孝	砺波人権擁護委員協議会南砺地区委員会	会長

任期 平成 27 年 1 月 20 日～平成 29 年 1 月 19 日

3 南砺市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業又は社会活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 男女が、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別によって差別されることなく、個人としての人権が尊重され、一人ひとりが平等に個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、対等な立場で、子どもの教育、家族の介護その他家庭における活動及び職業生活における活動その他の社会における活動に協力し、責任を分かち合うこと。
- (3) 男女共同参画推進の妨げとなる制度又は慣習が是正されること。
- (4) 男女が、市、事業者等における方針の立案及び決定並びに施策等の実施に、対等な立場で参画できる機会が保障されること。
- (5) 男女が、生涯を通じて健康な生活を営むことのできる環境が整えられ、女性の性と妊娠、出産等に関する自己決定権が尊重されること。
- (6) 国際社会における男女平等の取組みと連携し、地域における国際化の進展に寄与するため、居住外国人の文化を理解し、その人権を尊重すること。

(公衆に向けて情報を発信する場合の責務)

第 4 条 何人も公衆に表示する情報については、固定的な性別による役割分担意識、女性に対する差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現若しくは過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
 - 3 市は、市の男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を尊重するものとする。
 - 4 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等及び教育関係者と相互に連携し協力するものとする。
 - 5 市は、各種審議会等の男女の構成員の数の均衡に努めるものとする。
 - 6 市は、毎年、男女共同参画の推進状況について、市民への公表に努めるものとする。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、積極的かつ主体的に男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

- 第7条 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力するものとする。

(教育関係者の責務)

- 第8条 家庭教育、社会教育、職場教育、学校教育その他あらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第9条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシャル・ハラスメント、男女間における暴力的行為その他の行為により人権侵害を行ってはならない。
- 2 何人も、前項の規定に反する行為を知り得た者は、市及び関係機関にその事実を通報しなければならない。
 - 3 市は、第1項の規定に反する行為の予防及び防止並びに被害者の救済のために適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画推進プランの策定)

- 第10条 市長は、男女共同参画推進のための総合的かつ具体的な施策をとりまとめ、南砺市男女共同参画推進プラン(以下「推進プラン」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、推進プランの策定に当たって、南砺市男女共同参画審議会にこれを諮問するとともに、広く市民から意見を聴かななければならない。
 - 3 市長は、推進プランを策定したときは、これを議会に報告するとともに市民、事業者等に周

知するものとする。

4 前2項の規定は、推進プランの見直しについて準用する。

(市民等の理解を深める措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて広報及び啓発活動を行うとともに、学校及び社会において男女共同参画を推進するための学習を行うものとする。

(男女共同参画推進員)

第12条 市は、市民と協力して男女共同参画を推進するため、南砺市男女共同参画推進員を置くものとする。

(相談の対応)

第13条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に誠実に対応し、関係機関と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等から市の男女共同参画推進施策についての苦情又は相談があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女平等社会の形成を推進するための施策の策定及び実施に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(自主的活動への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画を推進するために行う自主的な活動及び事業に対して支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進審議会の設置)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項を審議するため、南砺市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の職責)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進プラン案の策定及び推進プランの見直しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、推進プランの実施状況について、市長に報告を求めることができる。

3 審議会は、第1項に規定する事項について、市長に意見を述べるることができる。

(組織等)

第18条 審議会は、委員16人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4を下回ってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(井波町男女共同参画推進条例の廃止)

2 井波町男女共同参画推進条例(平成 16 年井波町条例第 2 号)は、廃止する。

4 南砺市男女共同参画推進員設置に関する要綱

平成 18 年 3 月 31 日

告示第 57 号

(目的)

第 1 条 この告示は、南砺市男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し必要な事項を定め、推進員の主体的な活動を通じて、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(役割)

第 2 条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進プランの推進に関する啓発普及を図ること。
- (2) 男女が共に協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への参画意識を高揚すること。
- (3) 男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力すること。
- (4) 男女共同参画に関する各種の相談等に対して、専門機関等を紹介すること。

(委嘱)

第 3 条 推進員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 推進員の定数は、80 人以内とする。

(任期)

第 4 条 推進員の任期は、2 年とする。

2 推進員に欠員が生じた場合には、市長は、新たな推進員を委嘱することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持等)

第 5 条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 推進員は、その地位を営利又は政治目的のために利用してはならない。

(研修)

第 6 条 市長は、推進員として必要な知識の涵養とその資質の向上を図るため、必要に応じ研修会を開催する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される推進員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

5 富山県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 26 日

富山県条例第 4 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 13 条—第 19 条)

第 3 章 富山県男女共同参画審議会(第 20 条・第 21 条)

第 4 章 財政措置等(第 22 条—第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し)

第 4 条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

(政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画)

第 5 条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(男女の生涯にわたる健康の確保)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康(身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。)であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第13条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第14条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員制度)

第15条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

(拠点施設の設置)

第16条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(県民及び事業者の申出)

第17条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

(調査研究)

第18条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援等)

第19条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

る。

第3章 富山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第22条 県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改訂：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を

形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下

「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣

及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

7 計画の策定経過

日 程	内 容
平成 19 年 3 月	「南砺市男女共同参画推進プラン」策定
平成 24 年 3 月	「南砺市男女共同参画推進プラン」見直し
平成 27 年 10 月 14 日～30 日	「南砺市男女共同参画社会に関する意識調査」実施
12 月 13 日	南砺市男女共同参画フォーラム開催 ・男女共同参画推進員をはじめとする約 130 名が参加 ・「南砺市男女共同参画推進プラン（第 2 次）」策定に向けて、今後の方向性について説明
平成 28 年 8 月 26 日	第 1 回南砺市男女共同参画推進審議会 (1) 市民意識調査結果の報告 (2) 計画策定スケジュール（案） (3) 1 次プランの施策評価
9 月 9 日	第 2 回南砺市男女共同参画推進審議会 (1) 前回の審議会について（報告） (2) 施策検討 GW ・ 1 次プランの施策評価 ・ 本計画で新たに取り上げるべき施策候補 ・ 重点施策の選出 ・ GWの結果報告
9 月 23 日	第 3 回南砺市男女共同参画推進審議会 (1) 2 次プランの施策 (2) 本計画で新たに取り上げるべき施策候補 (3) グループの検討結果の報告 (4) 意見
10 月 21 日	第 4 回南砺市男女共同参画推進審議会 (1) 今後のスケジュール (2) 第 2 次 南砺市男女共同参画推進プラン（案）について
11 月 18 日	第 5 回南砺市男女共同参画推進審議会 (1) 第 2 次 南砺市男女共同参画推進プラン（最終案）について (2) サブタイトルについて (3) 成果目標指標について (4) 今後のスケジュールについて

8 男女共同参画に関する国・県の動き

年	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	南砺市の動き
1945 (昭和 20)	<ul style="list-style-type: none"> ■「国際連合憲章」採択 ■「国際連合(国連)」発足 			
1946 (昭和 21)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連「婦人の地位委員会」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ■日本初の婦人参政権行使 ■「日本国憲法」公布(昭和 22 年施行) 		
1947 (昭和 22)		<ul style="list-style-type: none"> ■「日本国憲法」施行 		
1948 (昭和 23)	<ul style="list-style-type: none"> ■「世界人権宣言」採択 			
1967 (昭和 42)	<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 			
1975 (昭和 50)	<ul style="list-style-type: none"> ■国際婦人年 ■国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議開催 		
1976 (昭和 51)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連婦人の十年(～1985) 			
1977 (昭和 52)		<ul style="list-style-type: none"> ■「国内行動計画」策定 		
1979 (昭和 54)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」採択 			
1980 (昭和 55)	<ul style="list-style-type: none"> ■『「国連婦人の十年」中間年世界会議(第 2 回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により、青少年課から婦人青少年課に名称変更、婦人係設置 ■「富山県婦人問題懇話会」設置 	
1981 (昭和 56)	<ul style="list-style-type: none"> ■「女子差別撤廃条約」発行 		<ul style="list-style-type: none"> ■「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定 	
1985 (昭和 60)	<ul style="list-style-type: none"> ■『「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(第 3 回世界女性会議)開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」公布(昭和 6 1 年施行) ■「女子差別撤廃条約」批准 		
1986 (昭和 61)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用均等法」施行 		
1987 (昭和 62)		<ul style="list-style-type: none"> ■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「21 世紀をめざすtoyama女性プラン」策定 	

年	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	南砺市の動き
1990 (平成 2)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991 (平成 3)		<ul style="list-style-type: none"> ■「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ■「育児休業法」公布（平成 4 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「富山県女性問題懇話会」設置 	
1992 (平成 4)		<ul style="list-style-type: none"> ■初代婦人問題担当大臣の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■「新とやま女性プラン」策定 	
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 48 回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 ■国連世界人権会議（ウィーン） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「パートタイム労働法」成立 		
1994 (平成 6)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画室設置 ■男女共同参画審議会設置（政令） ■男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により、婦人青少年課から女性青少年課に名称変更 	
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 4 回世界女性会議開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■育児休業法の改正（介護休業制度の法制化） 		
1996 (平成 8)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画 2000 年プラン」策定 		
1997 (平成 9)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画審議会設置（法律） ■「男女雇用機会均等法」改正（平成 11 年施行） ■「介護保険法」公布（平成 12 年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ■「富山県男女共同参画懇話会」設置 ■「とやま男女共同参画プラン」策定 ■女性総合センター（現：県民共生センター「サンフォルテ」）開館 	
1999 (平成 11)		<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ■「食料・農業・農村基本法」公布・施行 ■「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正施行 		

年	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	南砺市の動き
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ■国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 		
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画会議設置 ■男女共同参画局設置 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 ■「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「富山県男女共同参画推進条例」公布、施行 ■「富山県男女共同参画審議会」設置 ■「富山県民男女共同参画計画」策定 	
2002 (平成 14)			<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により、女性青少年課が再編され、男女参画・ボランティア課を設置 	
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ■「少子化社会対策基本法」公布、施行 		
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行 		
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> ■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ■「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		
2006 (平成 18)	<ul style="list-style-type: none"> ■東アジア男女共同参画担当大臣会合 ■「東京閣僚共同コミュニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ■「男女雇用機会均等法」改正(平成19年施行) ■「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「南砺市男女共同参画推進条例」制定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成20年施行) ■「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■「男女雇用機会均等法」の一部改正、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「富山県民男女共同参画計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「南砺市男女共同参画推進プラン」策定

年	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	南砺市の動き
2008 (平成 20)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ■「次世代育成支援対策推進法」改正 (平成 21 年施行) 		
2009 (平成 21)		<ul style="list-style-type: none"> ■「育児・介護休業法」改正 (平成 21 年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (第 2 次)」策定 	
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ■第 54 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」記念会合) (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ■「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ■「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2011 (平成 23)				
2012 (平成 24)			<ul style="list-style-type: none"> ■「富山県民男女共同参画計画 (第 3 次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第 1 次南砺市男女共同参画推進プラン」見直し
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 (平成 26 年施行) 		
2014 (平成 26)		<ul style="list-style-type: none"> ■「次世代育成支援対策推進法」改正、施行 ■「パートタイム労働法」改正 (平成 27 年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により、男女参画・ボランティア課から男女参画・県民協働課に名称変更 	
2015 (平成 27)		<ul style="list-style-type: none"> ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、施行 ■「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 		<ul style="list-style-type: none"> ■「南砺市男女共同参画社会に関する意識調査」の実施
2016 (平成 28)			<ul style="list-style-type: none"> ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 (第 3 次)」策定 	
2017 (平成 29)			<ul style="list-style-type: none"> ■機構改革により男女参画・県民協働課から、少子化対策・県民活躍課に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■「南砺市男女共同参画推進プラン (第 2 次)」策定